

防火・防災管理業務委託状況表

(年 月 日現在)

[illegible]

(備考) 「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印する。

別表 2

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	災 害 想 定 (被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1		
	2		
	3		
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4		
	5		
	6		
	7		
3. 避難施設等被害			
4. 消防用設備等			
5. 収容物等被害			
6. ライフライン等被害			
7. 派生的に生じる被害			
8. 人的被害			

別表 2—2

災害想定

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	対応行動の具体化	
		応急的対策事項	予防的事項
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1		
	2		
	3		
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4		
	5		
	6		
	7		
3. 避難施設等被害			
4. 消防用設備等			
5. 収容物等被害			
6. ライフライン等被害			
7. 派生的に生じる被害			
8. 人的被害			

[illegible]

別表 4

防火・防災対象物実態把握表

	項 目	内 容					
建 物 等	所有形態	単 独 ・ 共 有 ・ 区分所有 ・ その他 ()					
	建築年月日	年 月 日					
	階 数	地上 階 ・ 地下 階 ・ P					
	全体の用途						
	建物全体の面積	m ²					
	建物全体の収容人員	名					
	建物構造	耐 火 ・ 準耐火 ・ 防 火 ・ 木 造					
	建物の耐震性	耐震構造 ・ 制震構造 ・ 免震構造					
	耐震診断の状況						
	直通階段	屋内 (本) ・ 屋外 (本)					
	避難場所 (一次)						
	建物内の事業所数						
	防災センター	地上・地下 階 常駐 人					
	非常用エレベーター	該 ・ 否 設置数 ()					
	その他のエレベーター	該 ・ 否 設置数 ()					
	エスカレーター	該 ・ 否 設置数 ()					
危 険 物 施 設	危険物施設等の区分・場所						
	危険物取扱者氏名						
	品 名 ・ 数 量						
	届 出 ・ 許 可						
	消防設備						
消 防 用 設 備 等	消火設備	消火器	該・否	避難設備	避難器具	該・否	
		屋内消火栓設備	該・否		誘導灯・誘導標識	該・否	
		スプリンクラー設備	該・否	消防用水		該・否	
		泡消火設備	該・否		消火活動上 必要な設備	排煙設備	該・否
		不活性ガス消火設備	該・否	連結散水設備		該・否	
		ハロゲン化物消火設備	該・否	連結送水管		該・否	
		粉末消火設備	該・否	非常コンセント設備			該・否
		屋外消火栓設備	該・否				
		動力消防ポンプ設備	該・否				
	警報設備	自動火災報知設備	該・否	無線通信補助設備			該・否
		ガス漏れ火災警報設備	該・否		その他		
		漏電火災警報器	該・否				
		非常警報 (放送) 設備	該・否				
		消防機関へ通報する火災報知設備	該・否				

別表5

予防活動組織編成表

防火・防災担当責任者			火元責任者	
階	役 職	氏 名	担当区域	氏 名
B 1				
1 階				
2 階				
3 階				
4 階				
5 階				

別表6 () 月) 自主検査表 (日常)

実施責任者		防火・防災担当者、火元責任者等											担当範囲																				
実 施 日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
確認箇所一斉																																	
避難・防災管理	防火戸の維持管理																																
	柱、はり、壁、天井、床																																
	看板、広告物																																
	避難通路(物品の存置)																																
	避難階段(物品の存置)																																
	通路非常照明																																
	ロッカー、書棚等の転倒防止																																
	収容物の落下防止																																
什器の移動防止																																	
火気使用設備・器具等	厨房設備、器具																																
	暖房設備、器具																																
	電気設備、器具																																
	フード・ダクト																																
	危険物等																																
	喫煙場所の管理																																
	放火防止																																
備 考																																	
																	防火・防災管理者確認印																

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】凡例【○ 良、 × 不良、 ◎ 即時改修】

* 該当項目を点検後、記入する。 * 不備がある場合は、項目欄に×とし、良好の場合は、確認箇所一斉欄に○とすること。

別表7

自主検査チェック表 (定期)

区 分		検 査 項 目	結 果
建築物及び工作物	1	柱・はり・壁・床等に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	2	天井の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	3	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	4	外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	5	防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全であるか。	
	6	防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか	
	7	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	
	8	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	
	9	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	
	10	避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。	
	11	階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまずき又はすべり等が生じるおそれがないか。	
防火管理	12	収容人員の定員管理は、適切に行っているか。	
	13	消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教養、訓練を実施しているか。	
	14	増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	15	非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	16	建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。	
	17	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難管理	18	避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	19	避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	20	避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	21	避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	
	22	防火戸、防火シャッター等のそでとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。	
	23	避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	
	24	避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。	
	25	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	
	26	客室内に避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。	

区 分		検 査 項 目	結 果
防 災 規 制	28	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
	29	防災性能を有するものには、防災ラベルを貼付しているか。	
火 気 使 用 設 備 ・ 器 具 等	30	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	31	火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	32	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	33	厨房設備・器具等（給湯湯沸器含む。）のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	34	異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	35	燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
電 気 設 備 ・ 器 具 等	36	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか、	
	37	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	38	電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	39	コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	40	タコ足の接続を行っていないか。	
	41	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
火 の 使 用 制 限	42	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
	43	裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	44	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
危 険 物 等	45	喫煙所や禁煙場所を示す標識は適切に掲出されているか。	
	46	消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。暖房用燃料等の取扱いは、適正か。	
	47	容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	48	危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
49	整理、清掃状況は適正か。		
検査実施日	年 月 日	防火・防災管理者 確認	
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】
凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

別表 8

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確 認 箇 所	点検結果
消火器	1 設置場所に置いてあるか。 2 薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 3 安全栓がはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 5 圧力計は指示範囲にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は確実に開閉できるか。 3 ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口の変形及び障害物の存置がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は常時「開」の状態になっているか。	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備(固定式)	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
粉末消火設備 (移動式)	1 扉は、容易に開閉できるか。 2 ホースやノズルに変形、損傷がないか。	
屋外消火栓設備	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 3 ホース、ノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。	

漏電火災警報器	1 電源表示灯は点灯しているか。 2 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、さび等で固着していないか。	
---------	---	--

実施設備	確 認 箇 所	点検結果
消防機関へ通報する 火災報知設備	1 電話機は脱落していないか 2 電話機のコードは劣化していないか。	
放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また、電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 2 試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。	
避難器具	1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 4 降下する際に障害がなく、必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯の周囲が、間仕切り、ついたて、ロッカー等で視認障害となっていないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 3 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。 4 散水ヘッドの周囲に散水を妨げる広告、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 3 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。	
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。	
検査実施者氏名		防火・防災管理者確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

別表 9

届出等チェックリスト

項 目		根拠法令	要	否	届出期限・実施期限	届出日・実施日等	備 考
防火管理							
防火対象物使用開始(変更)届出		条例第43条第1項	☐	☐	使用開始の7日前までに		
防火管理者の選任・解任の届出		法第8条第2項	☐	☐	選任(解任)後、遅滞なく		
防火管理に係る消防計画の作成(変更)の届出		規則第3条第1項	☐	☐	作成又は変更したとき		
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検		法第17条の3の3	☐	☐	機器点検6ヶ月に1回 総合点検1年に1回		
消防用設備等(特殊消防用設備等) 点検結果報告	特定	法第17条の3の3	☐	☐	1年に1回		
	非特定		☐	☐	3年に1回		
消火、通報、避難の訓練 (法第8条に基づく訓練)	特定	・令第3条の2第2項 ・規則第3条第10項、11項	☐	☐	1年に2回以上 * 事前通報		
	非特定	令第3条の2第2項	☐	☐	定期的		
防火対象物点検		法第8条の2の2第1項	☐	☐	1年に1回		
防火対象物点検の報告		法第8条の2の2第1項	☐	☐	1年に1回		
防災管理							
防災管理者の選任・解任の届出		法第36条第1項において準用する法第8条第2項	☐	☐	選任(解任)後、遅滞なく		
防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出		規則第51条の8第1項	☐	☐	作成又は変更したとき		
避難訓練(法第36条に基づく訓練)		・令第48条第2項 ・規則第51条の8第3項、4項	☐	☐	1年に1回以上 * 事前通報		
統括防災管理者の選任・解任の届出		法第36条第1項において準用する法第8条の2第4項	☐	☐	選任(解任)後、遅滞なく		
防災管理点検		法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項	☐	☐	1年に1回		
防災管理点検の報告		法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項	☐	☐	1年に1回		

* 法…消防法 令…消防法施行令 規則…消防法施行規則 条例…大阪市火災予防条例

防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等

(防火管理維持台帳)

1	防火管理者（再）講習修了証（写し）（再講習は該当する場合に限る）
2	防火管理消防計画（写し）
3	防火管理者選解任の届出書（写し）
4	※統括防火管理者選解任の届出書（写し）
5	※全体についての防火管理に係る消防計画（写し）
6	※自衛消防組織設置の届出書（写し）
7	※統括管理者等の自衛消防業務（再）講習の修了証（写し）
8	※防火対象物点検結果報告書（特例認定申請・決定通知）（写し）
9	消防用設備等・特殊消防用設備等の設置届出書（検査済証）（写し）
10	消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書（写し）
11	消防計画に基づき実施された事項を記録した書類
12	消防用設備等・特殊消防用設備等工事・整備経過記録書類（写し）
13	消防機関等の立入検査結果通知書等（写し）
14	消防訓練通報書
15	建築物・工作物工事等関係書類
16	建築物定期検査等関係書類
17	建築物耐震診断等関係書類
18	防火関係機関の連絡先一覧表
19	その他防火管理上必要な書類

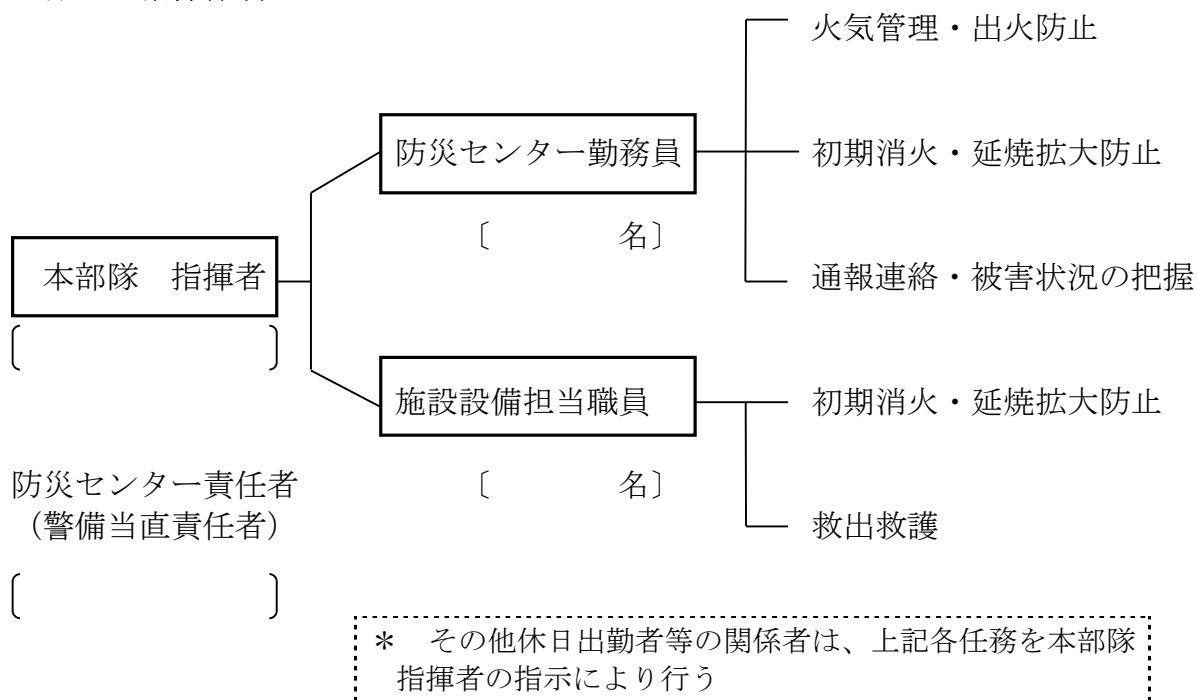
(防災管理維持台帳)

1	防災管理者（再）講習修了証（写し）
2	防災管理消防計画（写し）
3	防災管理者選解任の届出書（写し）
4	※統括防災管理者選解任の届出書（写し）
5	※全体についての防災管理に係る消防計画（写し）
6	※自衛消防組織設置の届出書（写し）
7	※統括管理者等の自衛消防業務（再）講習の修了証（写し）
8	防災管理点検結果報告書（特例認定申請・決定通知）（写し）
9	消防計画に基づき実施された事項を記録した書類
10	消防機関等の立入検査結果通知書等（写し）
11	防災訓練通報書（写し）
12	防火・防災管理委員会等関係書類
13	建築物・工作物工事等関係書類
14	建築物定期検査等関係書類
15	建築物耐震診断等関係書類
16	防火・防災関係機関の連絡先一覧表
17	その他防災管理上必要な書類

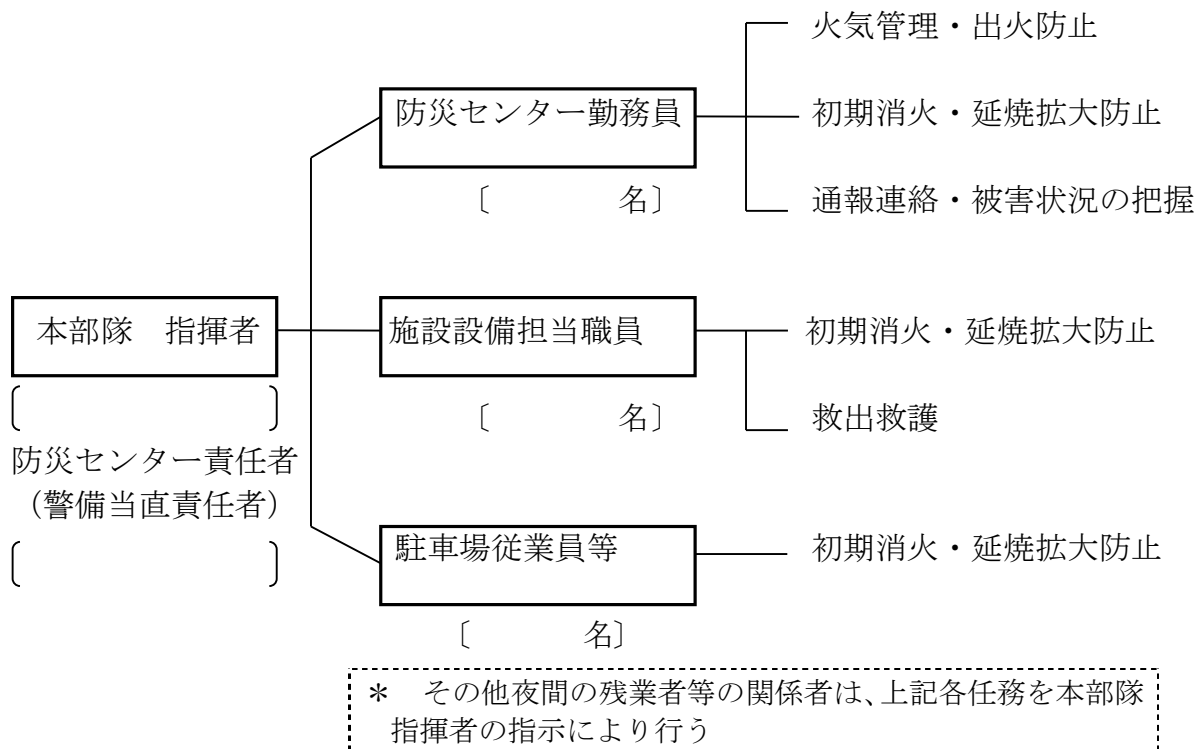
※ 該当しない場合は除く

休日・夜間等の防火・防災管理体制

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



別表 1 2

自主検査チェック表 (危険物施設)

区 分		検 査 項 目	結 果
位 置	1	保安距離は、適正に確保されているか。	
	2	保安距離内に保安対象物の新築、又は保安対象物への用途変更はないか。	
	3	保有空地は、適正に確保され、空地内にドラム缶等の物品を存置していないか。	
	4	保安距離又は保有空地の緩和のために設けられた防火塀等に、亀裂や損傷等はないか。	
構 造	5	建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）に、損傷等はないか。	
	6	窓又は出入口の防火戸に、変形、損傷、機能不良はないか。	
	7	貯留設備（排水溝、ためます又は油分離装置）に、亀裂、損傷はないか。	
	8	貯留設備に土砂等の堆積や滞油はないか。	
	9	危険物を取り扱うポンプ室等の床に油、水等の滞留はないか。また、亀裂、損傷はないか。	
	10	屋外設備の周囲に設けられている危険物の流出を防止するための囲いその他流出防止装置に亀裂、損傷等はないか。	
	11	屋外設備の周囲に設けられている危険物の流出防止の囲い内に油、水等の滞留はないか。	
	12	タンクの基礎若しくは架台又は防油堤に、変形、亀裂又は損傷等はないか。	
	13	危険物を貯蔵する架台に損傷、変形、固定不良はないか。また、危険物を収納した容器の落下防止措置が講じられているか。	
危 険 物 施 設	14	タンク、危険物取扱設備又は危険物を取り扱う配管等から漏えいはないか。	
	15	タンク及び危険物取扱設備に、変形、亀裂、損傷、さび止め塗装のはくり又は腐食等はないか。	
	16	危険物取扱設備の計器、制御装置、安全装置等には、損傷がなく機能は適正か。	
	17	危険物等を取り扱う配管及びバルブ等に変形、損傷、さび止め塗装のはくり又は腐食等はないか。	
	18	タンクの通気管、安全装置、自動表示装置、水抜管、注入口及び計量口には、変形、損傷がなく機能は適正か。	
	19	タンク漏洩検査管内に土砂等の堆積はないか。また、ふたは容易に開閉することができるか。	
	20	静電気除去装置に損傷、機能不良はないか。また、アースに断線、損傷又は、取付部に緩みはないか。	
一 般 設 備	21	配電盤、コンセント、電動機及び配線には、損傷がなく機能は適正か。	
	22	避雷設備、採光設備、照明設備、換気設備及び排出設備等には、損傷がなく、機能は適正か。	
	23	電気設備に、絶縁不良や接地不良はないか。	

区 分		検 査 項 目	結 果
消 防 用 設 備 等	24	消火設備には、損傷、腐食等がなく、機能は適正か。また、設置場所は適切か。	
	25	警報設備には、損傷、腐食等がなく、機能は適正か。	
	26	避難設備には、損傷等がなく、機能は適正か。	
貯 蔵 ・ 取 扱 い	27	許可又は届出に係る品名以外の危険物の貯蔵、取扱いをしていないか。	
	28	許可又は届出に係る数量若しくは指定数量の倍数を超える危険物の貯蔵、取扱いをしていないか。	
	29	火気をみだりに使用していないか。	
	30	係員以外の者をみだりに出入りさせていないか。	
	31	整理、清掃し不必要な物件が放置されていないか。また、危険物のくず、かす等の廃棄その他の処置は適切か。	
	32	危険物等の性質に応じた遮光及び換気がなされているか。	
	33	危険物等収納容器には、損傷、腐食等がなく、材質及び表示は適正か。また、容器の貯蔵、取扱いは適切か。	
	34	危険物等収納容器の積み重ね高さは適切か。	
	35	危険物等のもれ、あふれ又は飛散の防止措置は適切か。	
	36	タンクの注入口、計量口及び元弁の閉鎖状況は適切か。	
点 定 検 期	37	タンク防油堤の水抜口の閉鎖状況は適切か。	
	38	保安検査は、適切に行われ、保存されているか。	
そ の 他	39	定期点検は、適切に行われ、その記録が保存されているか。	
	40	無許可又は無届けで施設の位置、構造又は設備を変更していないか。	
	41	危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、危険物取扱者が立ち会っているか。	
	42	危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員は、適切に業務を行っているか。	
	43	予防規程は遵守されているか。また、変更の必要はないか。	
	44	標識及び掲示板は、見やすい箇所に設けられているか。	
検 査 実 施 日	45	標識及び掲示板の記載内容は適切か。また、文字は不鮮明となっていないか。	
検 査 実 施 者		年 月 日	防火・防災 管理者確認

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

別表13

非常用物品等の一覧

種 別	品 名
応 急 手 当 (医薬品・救急用品)	○医薬品 殺菌消毒剤、鎮痛剤、火傷薬、止血剤、胃腸薬、絆創膏等 ○救急用品 包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ハサミ、ピンセット、体温計、副木、毛布、シーツ等
救 出 救 護	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、斧、エンジンカッター、チェーンソー、担架、毛布等
非常用器具等	懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、トランシーバー、拡声器、メガホン、ラジオ、予備電池、ビニールシート、ビニール袋、ヘルメット、防災ずきん、軍手、皮手袋、テント
生活必需品	○食料3日分／1人 (缶詰、乾パン、インスタントラーメン、レトルト食品等) ○飲料水3日分／1人 (1人1日3ℓ) カセットコンロ、カセットボンベ 簡易トイレ(消毒剤含む) 下着、タオル、毛布、防寒衣、運動靴、せっけん、寝袋等
非常持ち出し品	職員等関係者連絡表、顧客情報、契約書、登記書その他重要書類又はデータ
そ の 他	

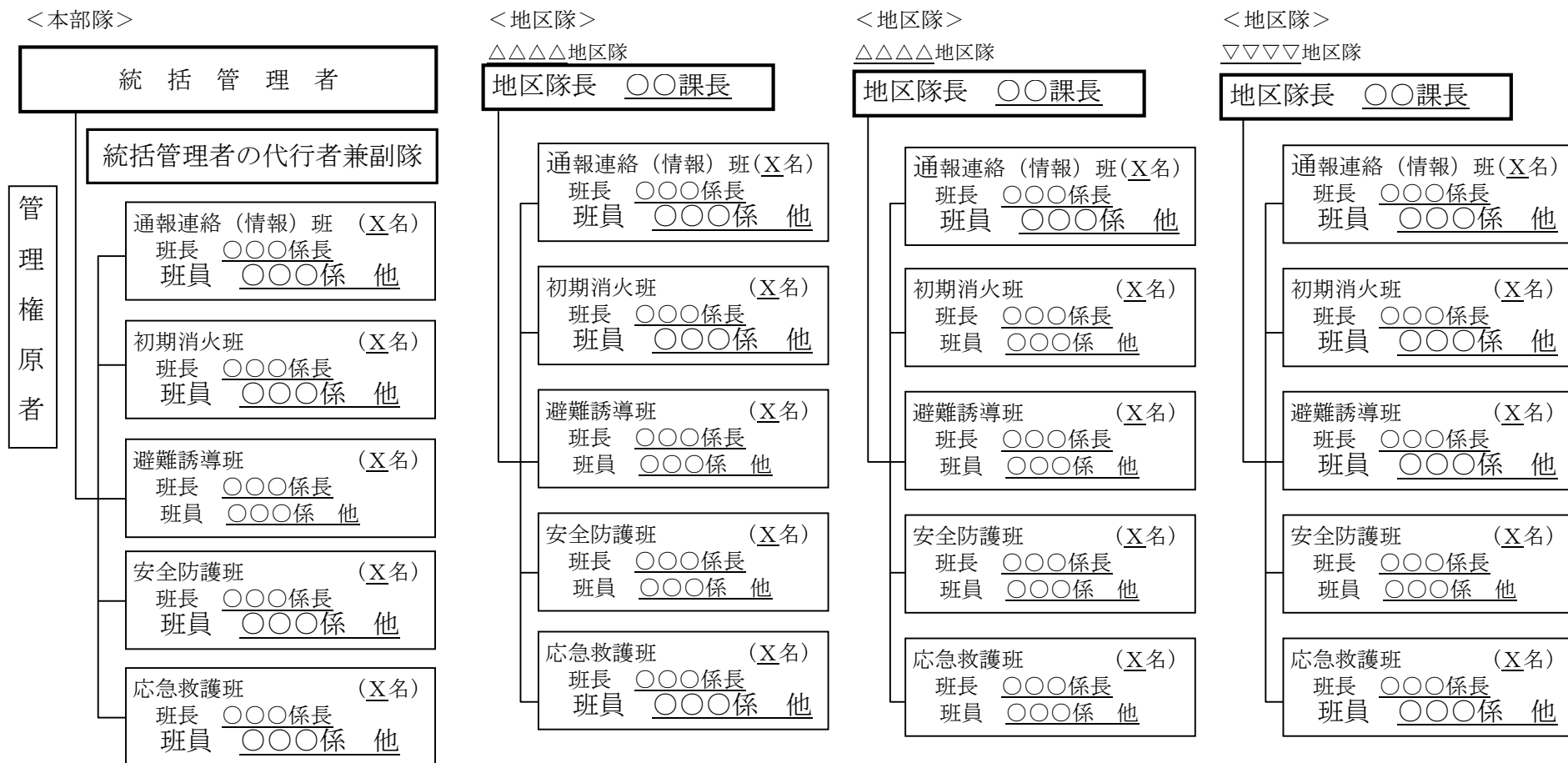
(備考)

- * 非常用物品は、定期的に点検を実施する。
- * 火災・地震等の被害を受けにくい場所に保管・備蓄する

自衛消防組織の編成と任務（編成表）

自衛消防組織編成表（___時間帯〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分）

防災センター該当（有・無）



※ 各班は、任務を適切に行うため、最低限 2 人以上の要員を確保する。ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

自衛消防組織の編成と任務（任務表）

1 本部隊及び地区隊の任務

本部隊の任務		地区隊の任務	
班	災害等発生時の任務	班	災害等発生時の任務
指揮班、 情報収集・設備監視班	1 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 3 在館者に対する指示 4 関係機関や関係者への連絡 5 消防用設備等の操作運用 6 避難状況の把握 7 地区隊への指揮や指示	情報収集班	防災センターへの通報及び隣接 各室への連絡 地区隊長への報告
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓設備による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口やドアの開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班	要避難時の避難者の誘導
救出救護班	1 応急救護所の設置、負傷者の応急処置 2 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 3 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の運転停止 4 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 5 救急隊との連携、情報の提供	救出救護班	水損防止、電気、ガス等の安全 措置及び防火戸、防火シャッター の操作 負傷者に対する応急処置

自衛消防組織の編成と任務作成上の留意事項

1 編成表

- (1) ○○の部分は、事業所に即した内容とすること。
- (2) 時間帯欄については、当該事業所の営業時間帯又は就業時間帯を記入すること。
- (3) 統括管理者の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に間隙がないよう定めること。
- (4) 本部隊の各班、地区隊長、地区隊の各班については、構成人数及び班長、班員の役職名等を記入すること。
- (5) 時間帯により構成員の数が変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。
また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。

別表 15

() 地区隊の編成と任務

地区隊の編成		任 務
地区隊長 (管理権原者)		地区隊の指揮統括
地区副隊長 (防火・防災管理者)		地区隊長の代行
指揮・通信 連絡・情報 収集班	班長 () 班員 () () () ()	1 地区隊長の補佐 2 地区隊への命令伝達及び情報収集 3 自衛消防本部との連絡 4 119通報及び通報確認 5 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告 6 館内への非常放送及び指示命令の伝達 7 消防隊への情報の提供
消火班	班長 () 班員 () () ()	1 出火場所へ直行し初期消火作業を実施 2 防煙、防火区画の設定 3 本部隊初期消火班の誘導 4 いつ火災が起きてもすぐに消火できるよう準備 5 その他必要な事項
救出・救護 班	班長 () 班員 () () ()	1 負傷者の救出、救護 2 救命、救急措置 3 ドアの開放 4 その他必要な事項
避難誘導班	班長 () 班員 () () () ()	1 避難階段への避難誘導 2 要救助者、逃げ遅れ者等の確認及び報告 3 警戒区域の設定 4 ドアの開放 5 避難経路に倒れた物や落下物を除去 6 携帯拡声器等を使い落ち着いて行動するよう誘導 7 その他必要な事項

別表 16

自衛消防組織装備品リスト（参考例）

任務別	品 名			
	用意すべき資機材	有無	用意が推奨される資機材	有無
指 揮	消防計画（自衛消防活動要領）		携帯用拡声器	
	建物図面 （平面図・配管図・電気設備図等）		指揮本部用の資機材及び標識（隊旗）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		照明器具（懐中電灯・投光器等）	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
通報連絡	非常通報連絡先一覧表		携帯用拡声器	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
初期消火	防火衣又は作業衣		可搬式消防ポンプ	
	消火器具		破壊器具（とび口等）	
			防水シート	
避難誘導	マスターキー		ロープ	
	切断器具（ドアチェーン等切断用）		誘導の標識（案内旗等）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）			
	携帯用拡声器			
	照明器具（懐中電灯等）			
安全防護	キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）		エンジンカッター	
	救助器具 （ロープ、バール、ジャッキ等）		油圧式救助器具セット	
	建物図面 （平面図・配管図・電気設備等）			
応急救護	応急医薬品		応急救護所設置資機材 （テント、ベッド等）	
	担架		受傷者記録用紙	
			車イス	
			自動体外式除細動器（A E D）	
搬 出	非常用搬出品リスト （契約書類、台帳、P C、電子記録等）		防水シート	
			保管標識	
その他	災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛		携帯発電機	

- * 資機材は持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。
- * 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管します。
- * 食料（缶詰、乾パン等）：必要日数×必要人数分
- * 飲料水（目安 3 リットル／1 日）：必要日数×必要人数分

別表 17

エレベーター管理表

[illegible]

法定資格管理表

【 年 月 日現在】

[illegible]

別表 19

防火・防災上必要な教育の実施予定表

対象者	実施回数 (時期)	教育内容(講習・研修会等)	実施者
管理権原者	年 2 回 (月 月)	・〇〇消防署協議会研修 ・地震対策セミナー	消防署 〇〇防災科学マネジメント
防火・防災管理者	年 2 回 (月 月)	・企業防災担当者研修 ・地震対策セミナー	〇〇企業防災研究所 〇〇建築防災科学センター
統括管理者		・当ビル防火・防災研修会 ・防災対策講習会	防火・防災管理者 〇〇
本部隊班長		・当ビル防火・防災研修会 ・自衛消防研修会	防火・防災管理者 統括管理者
本部隊班員		・当ビル防火・防災研修会 ・自衛消防研修会	防火・防災管理者 統括管理者
地区隊長		・当ビル防火・防災研修会 ・防災対策講習会	
防火・防災担当責任者			
火元責任者			
従業員等			
派遣社員 アルバイト パート	採用時 年 2 回 (月 月)		
統括管理者・本部隊の班長・防災センター勤務者は「自衛消防業務講習」を受講させる。			

ガ ス 漏 れ 事 故 防 止 対 策

第1 日常における対策

- 1 ガス会社が行う定期点検等の立会い
防火管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

第2 ガス漏れ時の応急措置

1 ガス漏れ覚知時の措置

防火・防災管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は次に定める必要な措置をとる。

- ① ガス臭気の通報があった場合、〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び実施した措置等について聴取し、その状況を館内放送する。
- ② 〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ火災警報設備等が作動したことを放送する。また、検知器の作動した場所の従業員は、その状況を〔 (例) 防災センター〕に報告する。
- ③ ガス臭気の通報があった場合、〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を〔 (例) 防災センター〕に報告する。

2 通報連絡

〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（ ）営業所（電話番号 — ）及び119番へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、次の内容を放送する。

- ① ガス器具のほか、電熱器を含むすべての火気の使用禁止
- ② 喫煙の禁止
- ③ 電源スイッチ操作の禁止
- ④ 火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止

3 避難誘導

ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく在館者に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導体制をとる。

4 漏えいガスの排除

漏えいガスは、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

5 立入禁止区域の設定

立入禁止区域を設定する時機、範囲及び設定要領については、次による。

- ① 立入禁止区域を設定する時機は、ビル内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案して、できる限り早い時機に設定する。
- ② 立入禁止区域の範囲は、避難を指示した範囲とし、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断のうえ、禁止区域を設定する。
- ③ 立入禁止区域は、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。

6 消防隊及びガス会社への情報提供

消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、次の情報を提供する。

- ① 漏えい箇所
- ② 爆発の有無、発生箇所及び被害の状況
- ③ 緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所

- ## 7 緊急遮断弁を閉止した場合における復旧の際の留意事項

① 器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可があるまでこれ进行操作してはならない。

第3 教育及び訓練

教育は、防災教育の時期に合わせて実施するものとし、内容は次による。

- ## 2 訓練の実施

- ① 通報伝達
- ② 爆発防止措置
- ③ 在館者等の避難誘導
- ④ ガス漏れ箇所の確認
- ⑤ 緊急遮断弁の閉止操作
- ⑥ 立入禁止区域設定
- ⑦ 救助、救急
- ⑧ 救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集
- ⑨ その他